

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		子育て支援医療費の受給資格消滅
根拠条例・規則名		さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例 さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則
条 項		(条例) 第 2 条 (規則) 第 1 6 条
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 保険年金課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	乳幼児・児童が次の(1)から(4)のいずれかに該当した日、もしくは(5)に該当した日の翌日において、受給資格を消滅させる。 (1)さいたま市内に住所を有しなくなった日。 (2)医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者、又は被扶養者でなくなった日。 (3)中学校を卒業した日の属する月の末日。 (4)他の法令等により保険診療一部負担金が支給または免除される資格を有した日。 (5)受給資格者又は乳幼児・児童が死亡した日。
	設定等年月日	平成 2 1 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		